

○個人情報の保護に関する法律

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の相用等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七・九・九法六五） 本則 条（平成一九・八までに施行）

（開示）

第五案新① 改正により追加

① 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報データの開示、当該本人が識別される保有個人情報データが存在しないときにその旨を知らせることを含む、以下同じ、）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人情報データを開示しなければならぬ。ただし、開示することにより次の旨のいずれかに該当する場合、その全部又は一部を開示しないことができる。

（改正後の②）

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。改正後の③

③ 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合には、当該全部又は一部は保有個人情報データについては、同項の規定は、適用しない。改正後の④

（改正後の第八案）

理由の説明

第八案 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。（改正後の第二三条）

（報告の徴収）

第三案 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告を要することができる。（改正後の①）

②③（改正により追加）

（改正後の第四〇条）

（助言）

第三案 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。（改正後の第四一条）

（勧告及び命令）

第四案① 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

② 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

③ 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改正後の第四二条）

（主務大臣の権限の行使の制限）

第三案① 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

② 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。（改正後の第四三条）